

監 査 報 告 書

令和元年 5 月 25 日

学校法人 稲荷学園

理事会・評議員会 御中

学校法人 稲荷学園

監 事

小原昇三

監 事

高岡國士

私たちは、学校法人稲荷学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条に基づいて同学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における業務及び財産の状況について、理事会その他重要会議に出席するほか、理事長から学校運営の報告を聴取し、重要書類を閲覧し、会計監査人から報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査いたしました。

監査の結果、私たちは、同学園の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人稲荷学園の平成31年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

（注）監事高岡國士及び監事小原昇三とも私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。